

12. 料金制度の最適化

神戸市水道条例 負担金制度

平成23年10月1日から、水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用することができる設備（地下水等併用水道）を設置する、または設置している場合について、

- 水道局への届出が必要になります
- 水道水の水質の適正管理が必要になります

また、地下水などの補給水として相応の水道を希望される場合は、

○負担金が必要となります（すでに地下水等併用水道を設置している場合については、次ページの※注8）に該当する場合を除き、当分の間対象外とします。）

- ※注1）「地下水など水道水以外」の水とは、河川水、雨水、海水、工業用水道、下水再生水など、神戸市水道局から供給する水道水以外の水を指します。（温泉水のほか、継続的に運搬利用する水も含まれます。）
- ※注2）「補給水として利用する」とは、地下水など水道水以外の水が利用できなくなる事態（十分な水量を確保できなくなった場合も含む）などにおいて、それを補うために利用することをいいます。

■ 水道水を補給水として利用する場合の負担金

地下水等併用水道の新設工事、増設・改造工事を行う場合は、水道水の利用計画について水道局と協定を締結していただき、相応の補給水を希望される場合については固定費負担金が必要になります。

※注8）平成23年10月1日現在、すでに地下水等併用水道を設置している場合、または地下水等併用水道の新設工事、増設・改造工事に着手している場合は、経過措置として当分の間、負担の対象外となります。ただし、平成23年10月1日以降に、当該地下水等併用水道について、①計画使用水量に関わる設備の増設又は改造を行った場合、②平成23年10月1日現在工事着手していた工事内容を以後に変更した場合、③所有権移転等により権原の承継（包括承継を除く）を行った場合は負担の対象となります。

固定費負担金 = A - B

ただし、水道実使用量（60日あたりに換算）が、水道計画使用量の3倍を超えた場合は

固定費負担金 = A - C

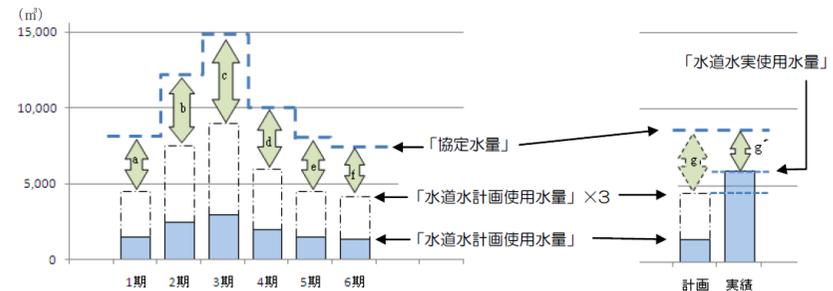
A：協定水量×基準単価（水量区分ごとに計算）×1.08

B：水道計画使用量×3×基準単価（区分ごとに計算）×1.08

C：水道実使用量×60日／当該期の使用日数×基準単価（水量区分ごとに計算）1.08

※水道実使用量は60日あたりの水量に換算して計算します。

◆ 固定費負担のイメージ



※固定費負担金は、a、b、c、d、e、fそれぞれの水量について水量区分ごとに基準単価を乗じて計算

※水道水実使用量が「水道水計画使用量」×3を超える場合は、実使用量と協定水量との差水量（g'）について計算

※水道水実使用量が協定水量を超える場合は違約金が発生

○固定費負担金は期別（2月ごと）に計算し、年1回まとめてご請求します。

